

現 行	改 正 後
<p>- 4 地域貢献</p> <p>- 4 - 2 - 2 地域貢献についての情報開示等</p> <p>(1) 銀行の地域貢献に関する取組みについて、利用者の立場から適切に評価できるよう、ディスクロージャー等情報開示に係る取組みが行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域貢献の内容が経営の健全性の確保等と両立するものであることを利用者が正しく評価できるよう、各業界団体から示された「地域貢献に関するディスクロージャーのあり方」を踏まえつつ、例えば、地域における融資の実態等、地域貢献に関する取組みに係る情報を提供することとしているか。</li> </ul> <p>(2) 地域貢献に関する取組みに係る利用者の評価を銀行の業務に適切に反映するための態勢の整備が図られているか。</p> <p><u>(注) いわゆるCSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任)に関する取組みの一環として地域貢献に関する取組みを位置づけている場合には取組み全体を対象とすることに留意する。</u></p> <p>- 6 その他</p> <p>(新設)</p>	<p>- 4 地域貢献</p> <p>- 4 - 2 - 2 地域貢献についての情報開示等</p> <p>(1) 銀行の地域貢献に関する取組みについて、利用者の立場から適切に評価できるよう、ディスクロージャー等情報開示に係る取組みが行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域貢献の内容が経営の健全性の確保等と両立するものであることを利用者が正しく評価できるよう、各業界団体から示された「地域貢献に関するディスクロージャーのあり方」を踏まえつつ、例えば、地域における融資の実態等、地域貢献に関する取組みに係る情報を提供することとしているか。</li> </ul> <p>(2) 地域貢献に関する取組みに係る利用者の評価を銀行の業務に適切に反映するための態勢の整備が図られているか。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>- 6 その他</p> <p><u>- 6 2 企業の社会的責任 (CSR) についての情報開示等</u></p> <p><u>- 6 - 2 - 1 意義</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>(1) <u>CSR は、一般的に、企業が多様な利害関係者（ステークホルダー）との関係の中で認識する経済・環境・社会面の責任と、それに基づく取組みと解されており、それを通じて企業の持続可能性を高めることにその意義があると考えられている。</u></p> <p>(2) <u>銀行の CSR については、その取組みはもとより、情報開示についても、本来、私企業である銀行が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価も市場規律の下、利用者を含む多様なステークホルダーに委ねられているものである。</u></p> <p>(3) <u>しかしながら、CSR についての情報開示が分かりやすい形で適時適切に行われることは、利用者が銀行を選択する際、その銀行及び提供されている金融商品・サービスの持続可能性等を判断する上での有用な情報を得やすくなることに繋がると考えられる。そのような観点から、銀行が CSR についての情報開示を行う場合の着眼点を明らかにし、最低限の枠組みを示すことで、利用者にとって有益かつ適切な情報開示を促すこととする。</u></p> <p><u>- 6 - 2 2 主な着眼点</u></p> <p><u>銀行の CSR について、利用者を含む多様なステークホルダーが適切に評価でき、銀行の利用者の利便性の向上に資するよう、以下のような点から適切な情報開示がなされているか。</u></p> <p><u>目的適合性</u></p> <p><u>CSR 報告が、経済・環境・社会の各分野にわたる包括的なものであり、記述内容についても網羅的かつ社会的背景等を反映しているなど、利用者を含む多様なステークホルダーのニーズに的確に対応するという目的に適合したものとなっているか。また、適切なタイミングで効果的な開示がなされているか。</u></p> <p><u>信頼性</u></p> <p><u>CSR 報告が、透明性が高いプロセスを通じて作成され、データや情報が正確かつ中立的で検証可能なものとなっているなど、多くのステークホルダーに受け入れられる信頼性の高いものとなっているか。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p>	<p><u>分かりやすさ</u></p> <p><u>CSR 報告が、利用者を含む多様なステークホルダーに理解されるよう、可能な限り分かりやすいものとなっているか。また、内容の一貫性が維持されるなど、当該銀行の過去の報告との比較可能性に十分留意したものとなっているか。</u></p> <p><u>- 6 - 2 - 3 監督手法・対応</u></p> <p><u>銀行による CSR を重視した取組みやその情報開示は、銀行が自己責任原則に則った経営判断に基づき任意に行うものであり、上記着眼点を踏まえた報告がなされていない場合においても、監督上の措置を講ずることはない。</u></p> <p><u>ただし、利用者の誤解を招きかねないような、不正確かつ不適切な情報開示を行っている場合については、業務の適切性の観点から検証することとする。</u></p> <p><u>- 4 行政処分を行う際の留意点</u></p> <p><u>- 4 - 1 意見交換制度</u></p> <p><u>(1)意義</u></p> <p><u>不利益処分(行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。)が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続とは別に、銀行からの求めに応じ、監督当局と銀行との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。</u></p> <p><u>(2)監督手法・対応</u></p> <p><u>法第 24 条に基づく報告徴求にかかるヒアリング等の過程において、自行に</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した銀行から、監督当局の幹部(注1)と当該銀行の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合(注2)であって、監督当局が当該銀行に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分をする必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。</u></p> <p>(注1)監督当局の幹部:金融庁・財務局等の担当課室長以上</p> <p>(注2)銀行からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が、当該不利益処分の原因となる事実についての法第24条に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。</p>

現 行

業態別の準用一覧表

(別紙2)

(摘要: 印…銀行規定を準用、印…協同組織で書き下ろし、×印…準用せず、(協)…協同組織固有の内容)

項 目	準用状況		
	信金	信組	労金
基本的考え方			
-1 金融監督に関する基本的考え方			
-2 監督指針策定の趣旨			
銀行監督上の評価項目			
-1 経営管理			
(協) -1-1 経営管理における留意点			
・ -1-1-1 総代会の機能強化に向けた取組状況			×
・ -1-1-2 中央機関へのヒアリング			×
-2 財務の健全性等			
-2-1 自己資本(早期是正措置)			
-2-2 早期警戒制度			
-2-3 収益性			
-2-4 信用リスク			
-2-5 市場リスク			
-2-6 流動性リスク			
-3 業務の適切性			
-3-1 法令等遵守			
-3-1-1 不祥事件等に対する監督上の対応			
-3-1-2 資本の額の増加の届出の手續等	×	×	×
(協) -1-2 出資増強時における留意点			
-3-1-3 本人確認、疑わしい取引の届出			
-3-1-4 その他			
-3-2 事務リスク		一部	一部
-3-3 システムリスク			
(協) -1-3 システム障害発生時等における留意点			
-3-4 顧客保護等			
-3-4-1 与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能			
-3-4-2 顧客の誤認防止等			
-3-4-3 顧客情報管理			
-3-4-4 預金口座の不正利用防止			
-3-4-5 銀行の事務の外部委託			
-3-4-6 その他			
-3-5 危機管理体制			
-4 地域貢献		(業域・職域信組を除く。)	×
-5 事業再生・中小企業金融の円滑化の促進		(業域・職域信組を除く。)	×
-6 その他	×	×	×
銀行監督に係る事務処理上の留意点			
-1 一般的な事務処理			
-1-1 監督事務の流れ			
-1-1-1 一般的な監督事務の流れ			
-1-1-2 主なオフサイトモニタリングの年間スケジュール	×	×	×
(協) -1-4 主なオフサイトモニタリングの年間スケジュール			
-1-2 監督部局間における連携			
-1-3 検査部局等との連携			
-1-4 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任			
-1-5 個別銀行に関するデータベースの整備及び行政報告	一部	一部	一部

改 正 後

業態別の準用一覧表

(別紙2)

(摘要: 印…銀行規定を準用、印…協同組織で書き下ろし、×印…準用せず、(協)…協同組織固有の内容)

項 目	準用状況		
	信金	信組	労金
基本的考え方			
-1 金融監督に関する基本的考え方			
-2 監督指針策定の趣旨			
銀行監督上の評価項目			
-1 経営管理			
(協) -1-1 経営管理における留意点			
・ -1-1-1 総代会の機能強化に向けた取組状況			×
・ -1-1-2 中央機関へのヒアリング			×
-2 財務の健全性等			
-2-1 自己資本(早期是正措置)			
-2-2 早期警戒制度			
-2-3 収益性			
-2-4 信用リスク			
-2-5 市場リスク			
-2-6 流動性リスク			
-3 業務の適切性			
-3-1 法令等遵守			
-3-1-1 不祥事件等に対する監督上の対応			
-3-1-2 資本の額の増加の届出の手續等	×	×	×
(協) -1-2 出資増強時における留意点			
-3-1-3 本人確認、疑わしい取引の届出			
-3-1-4 その他			
-3-2 事務リスク		一部	一部
-3-3 システムリスク			
(協) -1-3 システム障害発生時等における留意点			
-3-4 顧客保護等			
-3-4-1 与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能			
-3-4-2 顧客の誤認防止等			
-3-4-3 顧客情報管理			
-3-4-4 預金口座の不正利用防止			
-3-4-5 銀行の事務の外部委託			
-3-4-6 その他			
-3-5 危機管理体制			
-4 地域貢献		(業域・職域信組を除く。)	×
-5 事業再生・中小企業金融の円滑化の促進		(業域・職域信組を除く。)	×
-6 その他			
-6-1 銀行持株会社等	×	×	×
-6-2 企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等			
銀行監督に係る事務処理上の留意点			
-1 一般的な事務処理			
-1-1 監督事務の流れ			
-1-1-1 一般的な監督事務の流れ			
-1-1-2 主なオフサイトモニタリングの年間スケジュール	×	×	×
(協) -1-4 主なオフサイトモニタリングの年間スケジュール			
-1-2 監督部局間における連携			
-1-3 検査部局等との連携			
-1-4 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任			

現 行				改 正 後					
項 目	準用状況			項 目	準用状況				
	信金	信組	労金		信金	信組	労金		
- 1 - 6	災害における金融に関する措置			- 1 - 5	個別銀行に関するデータベースの整備及び行政報告	一部	一部	一部	
- 1 - 7	銀行に関する苦情・情報提供等			- 1 - 6	災害における金融に関する措置				
- 1 - 7 - 1	苦情等を受けた場合の対応			- 1 - 7	銀行に関する苦情・情報提供等				
- 1 - 7 - 2	貸し渋り・貸し剥がしホットラインで受け付けた情報に係る監督上の対応			- 1 - 7 - 1	苦情等を受けた場合の対応				
- 1 - 7 - 3	預金口座を利用した架空請求等預金口座の不正利用に関する情報を受けた場合の対応			- 1 - 7 - 2	貸し渋り・貸し剥がしホットラインで受け付けた情報に係る監督上の対応				
- 1 - 8	法令解釈等の照会を受けた場合の対応			- 1 - 7 - 3	預金口座を利用した架空請求等預金口座の不正利用に関する情報を受けた場合の対応				
- 1 - 8 - 1	照会を受ける内容の範囲			- 1 - 8	法令解釈等の照会を受けた場合の対応				
- 1 - 8 - 2	照会に対する回答方法			- 1 - 8 - 1	照会を受ける内容の範囲				
- 1 - 8 - 3	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)			- 1 - 8 - 2	照会に対する回答方法				
- 1 - 8 - 3	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)			- 1 - 8 - 3	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)				
- 2	銀行法等に係る事務処理			- 2	銀行法等に係る事務処理				
- 2 - 1	職員の派出の取扱い			- 2 - 1	職員の派出の取扱い				
- 2 - 2	「その他付随業務」の取扱い			- 2 - 2	「その他付随業務」の取扱い				
- 2 - 3	預金等の取扱い			- 2 - 3	預金等の取扱い				
- 2 - 4	大口信用供与			- 2 - 4	大口信用供与				
- 2 - 5	アームズ・レングス・ルール			- 2 - 5	アームズ・レングス・ルール				
- 2 - 6	自己資本比率の計算		(告示第4条第2項及び第3項関連部分を除く)	- 2 - 6	自己資本比率の計算		(告示第4条第2項及び第3項関連部分を除く)	(告示第4条第2項及び第3項関連部分を除く)	
- 2 - 7	子会社等		(海外子会社等の部分を除く)	- 2 - 7	子会社等		(海外子会社等の部分を除く)	(海外子会社等の部分を除く)	
- 2 - 8	議決権の取得制限			- 2 - 8	議決権の取得制限				
- 2 - 9	説明書類の作成・縦覧等			- 2 - 9	説明書類の作成・縦覧等				
- 2 - 10	法第26条に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除			- 2 - 10	法第26条に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除				
- 2 - 11	合併等			- 2 - 11	合併等				
- 2 - 12	銀行主要株主	x	x	x	- 2 - 12	銀行主要株主	x	x	x
- 2 - 13	予備審査			- 2 - 13	予備審査				
- 2 - 14	産業活力再生特別措置法に関する金融機関の留意事項			- 2 - 14	産業活力再生特別措置法に関する金融機関の留意事項				
- 2 - 15	預金保険法に関する留意事項			- 2 - 15	預金保険法に関する留意事項				
- 2 - 16	金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項	x	x	x	- 2 - 16	金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項	x	x	x
(協) - 1 - 5	金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項			(協) - 1 - 5	金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項				
- 3	行政指導等を行う際の留意点等			- 3	行政指導等を行う際の留意点等				
				- 4	行政処分を行う際の留意点				
				- 4 - 1	意見交換制度				